

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

貸倒引当金の改正

Q: 平成10年度の改正では、貸倒引当金について大きく見直しが行われているようですが、そのポイントを教えてください。

A: 大法人については法定率の繰入れが廃止されました。

【解説】

今回の改正で、現行の法定繰入率が廃止され、実績繰入率によることとされました。ただし、平成10年度から14年度までの5年間は次の経過措置に定める法定繰入率と実績繰入率の選択適用が認められます。

(千分比)

	現行	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
卸・小売業	10	8.0	6.5	5.0	3.0	1.5
製造業	8	6.5	5.0	4.0	2.5	1.0
金融保険業	3	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5
割賦小売業	13	10.5	8.5	6.5	4.0	2.0
その他	6	5.0	4.0	3.0	2.0	1.0

この取扱いは大法人について適用されます。したがって、中小企業（資本金1億円以下の普通法人等）は従来通り、現行の法定繰入率と実績繰入率との選択適用が認められます。また、中小企業の貸倒引当金の特例（繰入限度額の16%増）も3年間延長されています。

一方、今回の改正では、債権償却特別勘定を貸倒引当金制度に含めることとされていますので注意が必要です。

なお、上記の改正は、平成10年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

